

東都医保発第 2503 号
(地区第 1437 号)
令和 2 年 12 月 7 日

地区医師会長 殿

公益社団法人
東京都医師会
会長 尾崎 治 夫



年末年始における診療報酬等の取扱い等について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年末年始に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大とインフルエンザの流行に備えるため、令和 2 年 12 月 3 日付東都医健発第 2482 号 (地区第 1422 号)「年末・年始の発熱患者等の診療体制確保について」により、発熱患者等が受診できるよう各医療機関に対して診療・検査体制の確保支援事業へのご協力をお願いいたしました。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 29)」において、「診療・検査医療機関」が休日または深夜に発熱患者等の診療を行った場合、地方自治体等が実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関等とみなされ、休日加算または深夜加算を算定できることが示されております。

これらの通知をふまえ、医療機関における年末年始の「休日加算」の取扱いについて下記のとおり取りまとめましたので、ご通知申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【休日加算を算定可能な医療機関】

- 客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる地域医療支援病院、救急病院又は救急診療所
- 「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関 (区市町村が輪番制などにより定めた診療所等)
- 休日を休診日とする医療機関が、急病等やむを得ない理由で来院した患者に診療を行った場合
- 休日を診療日とする医療機関が、診療応需体制を解いている時間帯に、急病等やむを得ない理由で来院した患者に診療を行った場合
- ★ 年末年始の発熱患者等の診療体制確保に協力する「診療・検査医療機関」が、予め登録した時間帯 (1 日合計 4 時間以上) に来院した発熱患者等に診療 (検査) を行った場合
「診療・検査医療機関」のうち、年末年始の発熱患者等の診療体制確保に協力する医療機関は、前述の救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関とみなされます。

- 小児科標榜医療機関（小児外科含む）が6歳未満の乳幼児を診療した場合
 特例により、夜間・休日・深夜に診療を行った場合、診療時間内であっても時間外・休日・深夜加算（6歳未満の乳幼児の点数）を算定できます。小児科標榜医療機関において小児科以外の医師が診療を行った場合も算定可。

※ 上記以外の通常の診療応需体制にある医療機関や、医療機関の都合で診療した場合には算定できません。

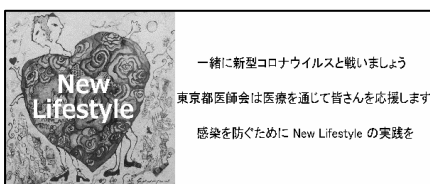
注意: 休日（年末年始を含む）を診療日とする医療機関であっても、「診療・検査医療機関」の指定を受けている場合は、発熱外来として申請した日時は休日加算を算定できます。

（日本医師会確認）

【休日加算の対象となる期日】

日曜日と「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に規定する休日に加えて、12月29・30・31日と1月2・3日が休日加算の対象となります。

12/28 (月)	12/29 (火)	12/30 (水)	12/31 (木)	1/1 (金)	1/2 (土)	1/3 (日)	1/4 (月)
算定 不可	算定 可	算定 可	算定 可	算定 可	算定 可	算定 可	算定 不可



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
 TEL : 03-3294-8821 FAX : 03-3292-7097
 ■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>